

神奈川県流域下水道共同研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）が、神奈川県流域下水道において、県以外の者（以下「共同研究者」という。）と行う共同研究に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究者 県と共同して研究、調査及び実験等を行う者をいう。
- (2) 共同研究 共同研究者が実用化を視野に入れた研究開発段階で提案する技術開発に対して、県が専門的知見、用地及び施設並びに下水道資源（下水、汚泥等）を提供して行う研究、調査及び実験等をいう。

(共同研究者の適用要件)

第3条 共同研究者は、次に示すいずれかの機関とする。

- (1) 国及び地方自治体並びにこれらの関係機関
- (2) (1)に準じる公的な研究機関
- (3) 大学等教育機関
- (4) 民間企業
- (5) その他県が適切と認めた団体

(共同研究の実施要件)

第4条 共同研究は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、実施することができるものとする。

- (1) 共同研究として実施することが合理的かつ効果的であること。
- (2) 共同研究の内容が公益性を有すること。
- (3) 共同研究者が、必要な技術的能力及び経済的基盤を有すること。
- (4) 共同で研究しようとする新技術が既に基礎研究を終えていること。
- (5) 共同研究の実施により、流域下水道事業に支障を及ぼすおそれがないこと。

(共同研究の費用負担)

第5条 共同研究に要する費用は、共同研究者が全額負担するものとする。

(審査会の設置)

第6条 共同研究に関する事項の審査等を行うため、神奈川県流域下水道共同研究審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究の申請)

第7条 共同研究を行おうとする者は、共同研究実施申請書（第1号様式）に共同研究計画書を添付して県に申請しなければならない。

(共同研究の採否)

第8条 県は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、全流域関連市町（相模川流域又は酒匂川流域）の意見を聞いた上で、審査会において当該申請を審査し、共同研究実施可否通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 共同研究の審査結果について、全流域関連市町の同意を得るものとする。

(共同研究に関する協定の締結等)

第9条 県は、共同研究を実施しようとするときは、次に掲げる事項について、共同研究者と協定を締結するものとする。

- (1) 共同研究者の名称及び住所
- (2) 共同研究の名称、内容及び実施期間
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 研究の分担
- (5) 費用の負担
- (6) 損害の負担
- (7) 共同研究で製作した施設等の所有権の帰属等
- (8) 研究成果の報告
- (9) 研究成果の公表
- (10) 共同研究に係る産業財産権の取扱い
- (11) 周辺環境への配慮
- (12) その他必要な事項

2 共同研究者は、協定締結後、研究に着手する際には、県に文書で報告するものとする。

3 第1項の規定により締結した協定を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、審査会の審査を受けた後、変更協定を締結するものとする。

(研究会)

第10条 共同研究を実施するに際しては、研究の円滑な進行のため、必要に応じて、県と共同研究者をもって研究会を設置することができるものとする。

(共同研究の中止)

第11条 県及び共同研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合、共同研究を中止することができるものとする。

- (1) 共同研究を継続することにより県の業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 天災その他のやむを得ない理由により共同研究を継続することが困難となったとき。

2 前項の規定により共同研究を中止しようとするときは、事前に相手方と協議しなければならない。

(特許等の出願)

第12条 県及び共同研究者は、共同研究により発明等をしたときは、協議により権利の持分を定め、共同して特許等を出願できるものとする。

2 県及び共同研究者は、前項の規定により特許等を出願するときは、当該特許等の出願に関し契約を締結するものとする。

3 共同研究に伴い、県又は共同研究者が独自で発明等をしたときは、当該発明等をした者は、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許等を出願することができるものとする。

4 第1項又は前項の規定により特許等を出願しようとするときは、審査会で審査を行うものとする。

(共同研究の報告)

第13条 共同研究者は、必要に応じて、又は県の要求に応じて共同研究の経過を県に報告しなければならない。

2 共同研究者は、共同研究が完了した場合には文書で報告するとともに、研究の結果・内容を報告書に取りまとめ、県に提出しなければならない。

(成果の公表等)

第14条 共同研究を実施することについては広く県民に公表することを原則とし、その成果については、県及び共同研究者が共有するとともに、第三者に知らせようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(下水道公社の協力)

第15条 共同研究において専門的知見等を必要とするときは、県は（公財）神奈川県下水道公社の協力を得て共同研究を行うものとする。

(適用除外)

第16条 共同研究者が国、地方自治体、大学等の公的機関又はこれらに準じる法人である場合は、この要綱の全部又は一部を適用しないことができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

第1号様式

共同研究実施申請書

年 月 日

神奈川県知事 (宛)

申請者
住所
名称
代表者

印

神奈川県流域下水道共同研究等実施要綱第7条の規定により、共同研究の実施について、次のとおり申請します。

- 1 共同研究の題名
- 2 共同研究の目的
- 3 共同研究の内容
- 4 添付書類
 - (1) 共同研究計画書
 - (2) その他必要な資料

第2号様式

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 印

共同研究実施可否通知書

年 月 日付けで申請がありました〇〇に関する共同研究について、審査の結果、次のとおり決定しましたので、神奈川県流域下水道共同研究等実施要綱第8条の規定により通知します。

- 1 共同研究実施の可否
- 2 可否の理由